

別 冊

平成 17(2005) 年度策定
平成 27(2015) 年度変更
令和 7 (2025) 年度変更

岡山県山村振興基本方針（素案）

令和 7 (2025) 年 12 月

岡 山 県

目 次

I 地域の概況

1 県域における振興山村の状況	1
2 自然環境に係る状況	4
(1) 地理、地勢	4
(2) 気候	5
3 社会及び経済に係る状況	5
(1) 人口の動向	5
(2) 交通の状況	7
(3) 土地利用の状況	8
(4) 産業構造の動向	8
ア 農業	8
イ 林業	8
ウ 内水面漁業	8
エ 観光	9
(5) 近年の主な自然災害の発生状況	9
(6) 医療の状況	9
(7) 社会福祉の状況	9
(8) 教育の状況	10
(9) 社会・生活環境の状況	10
(10) 移住・交流の状況	10
(11) 就業者の動向	11
(12) 自然環境や景観の保全状況	11

II I を踏まえた振興山村の課題とこれまでの山村振興対策の実施状況

1 山村振興の課題	12
(1) 総論	12
(2) 各論	12
ア 交通について	12
イ 情報通信について	12
ウ 産業基盤整備について	13
エ 産業振興について	13
オ 防災について	14
カ 医療について	14
キ 社会福祉について	14

ク	文化や教育について	14
ケ	社会・生活環境について	15
コ	移住・交流について	15
サ	人材の活用について	15
シ	自然環境の保全及び再生について	16
2	山村振興対策の実施状況と評価	16

III 振興の基本方針及び振興施策

1	振興の基本方針	19
	(1) 振興山村の振興の意義及び方向に関する事項	19
2	振興施策	20
	(1) 交通施策に関する基本的事項	20
	ア 県道及び市町村道の整備	20
	イ 交通確保対策	20
	(2) 情報通信施策に関する基本的事項	20
	ア 電気通信施設の整備	20
	イ 情報化の推進	21
	(3) 産業基盤施策に関する基本的事項	21
	ア 農業	21
	イ 林業	21
	ウ 水産業	22
	エ 地域産業	22
	オ 企業の誘致	22
	カ 商業	22
	(4) 産業振興施策に関する基本的事項	22
	ア 儲かる農林水産業の確立	22
	イ 地域資源の活用	23
	ウ 森林、農用地等の保全	23
	エ 鳥獣被害防止	24
	(5) 防災に係る施策に関する基本的事項	24
	ア 治山・砂防	24
	イ 農地防災	25
	ウ インフラ施設の整備・災害応急策	25
	エ ソフト対策	25
	(6) 医療の確保に係る施策に関する基本的事項	25
	ア へき地における診療体制の確保	25
	イ 特定診療科に係る医療確保対策	25

(7) 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。）に関する基本的事項	26
ア　高齢者支援	26
イ　子育て支援	26
ウ　障害者支援	27
(8) 文教施策に関する基本的事項	27
ア　小・中学校施設等の整備	27
イ　社会教育施設等の整備	27
ウ　地域文化の振興等に係る施設の整備	27
エ　体験活動の提供	28
(9) 社会、生活環境施策（集落整備施策を含む。）に関する基本的事項	28
ア　簡易水道、汚水処理施設等の整備	28
イ　保健	28
ウ　集落機能の維持向上	28
エ　集落整備	29
オ　消防	29
(10) 移住・交流施策に関する基本的事項	30
ア　移住等の促進	30
イ　地域間交流	30
ウ　生活サービス機能の維持・生活環境の整備	30
(11) 担い手施策に関する基本的事項	30
(12) 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的事項	31
(13) その他施策	31
IV　他の地域振興等に関する計画との関連	32

山村振興基本方針書

都道府県名	岡山県
変更年度	令和7(2025)年度

I 地域の概況

1. 県域における振興山村の状況

本県の振興山村を含む市町村は、全27市町村のうち約7割の19市町村(令和7年時点)であり、このうち振興山村(昭和25年2月の市町村数で77)の面積は、2,812km² (全県面積の39.5%) となっている。

本県の振興山村の指定状況

現市町村名	全部山村 一部山村	平成合併前 の市町村名	指定地域名 (振興山村)	昭和25年当時の 旧市町村名
岡山市	一部	御津町	宇甘東村	下田・高津・宇甘・中泉
			宇甘西村	勝尾・紙工・虎倉
		建部町	竹枝村	大田・吉田・土師方・小倉
			上建部村	建部上・宮地・富沢・田地子・品田
		吉永町	神根村	今崎・神根本・高田・和意谷
			三国村	加賀美・多麻・都留岐・筈目
赤磐市	一部	熊山町	熊山村 2-2	勢力・千駄・奥吉原
			山方村	是里・滝山・黒本・黒沢・中山
		吉井町	佐伯北村	稻蒔・光木・石・八島田・暮田
			布都美村 2-2	合田・中畑・石上・小鎌・西勢実・広戸
和気町	一部	佐伯町	佐伯村	津瀬・米沢・佐伯・父井原・矢田部・宇生・田賀・小坂・加三方
			和気町	保曾・日笠上・日笠下・木倉
吉備中央町	一部	加茂川町	津賀村	広面・上加茂・下加茂・美原・加茂市場・高谷・平岡・上野・竹部
			円城村	上田東・細田・三納谷・上

吉備中央町	一部	加茂川町	円城村	田西・円城・案田・高富・神瀬・小森
			新山村	尾原・笹目・福沢・溝部
井原市	一部	美星町	宇戸村	宇戸谷・上高末・鳥頭・宇戸
総社市	一部	総社市	下倉村	下倉
			富山村	宇山・種井・延原・槁
高梁市	一部	高梁市	中井村	西方・津々
			玉川村	下切・玉・増原
			宇治村	穴田・宇治・遠原・本郷
			高倉村	飯部・大瀬八長・田井
		有漢町	上有漢村	上有漢
		成羽町	吹屋町	吹屋・中野・坂本
			中村	布寄・羽根・長地・相坂・小泉
		川上町	大賀村	仁賀・上大竹・下大竹
			高山村	高山・高山市・大原
		備中町	平川村	平川
			湯野村	西山・東油野・西油野
新見市	一部	新見市	豊永村	豊永赤馬・豊永宇山・豊永佐伏
			熊谷村	上熊谷・下熊谷
			菅生村	菅生
			千屋村	千屋・千屋実・千屋井原・千屋花見
		大佐町	上刑部村	上刑部・大井野
			丹治部村	田治部・布瀬
		神郷町	神代村	
			新郷村	
		哲多町	本郷村	
			万歳村	
			新砥村	
		哲西町	矢神村	
			野馳村	
矢掛町	一部	—	美川村	上高末・下高末・宇角・内田
津山市	一部	加茂町	上加茂村	
			加茂町	
		阿波村	阿波村	

津山市	一部	勝北町	広戸村	奥津川・川東・市場・案内・羽賀・大吉・西村・日本原・大岩
真庭市	一部	勝山町	富原村	若代・下岩・清谷・曲り・古呂々尾中・若代畠・高田山上・月田本・岩井谷・岩井畠・上・野・後谷
		落合町	津田村	野原・舞高・旦土・吉・田原山上・上山
		湯原町	湯原町	禾津・釘貫小川・下湯原・田羽根・都喜足・豊栄・仲間・久見・本庄・見明戸・三世七原・社・湯原温泉
			二川村	栗谷・黒杭・種・小童谷・藤森
		久世町	美和村	余野上・余野下・樅西・樅東・目木・三崎中原・台金屋
		美甘村	美甘村	鉄山・黒田・田口・延風・美甘
		中和村	中和村	下和・初和・別所・真加子・吉田
美作市	一部	勝田町	梶並村	右手・真殿・梶並・楮・東谷上・東谷下
			栗広村 2-1	長谷内・馬形・宗掛
		大原町	大野村	川上・滝・野形・桂坪・笹岡
		東粟倉村	東粟倉村	後山・太田・川東・中谷・野原・東青野・東吉田
		美作町	豊田村	北原・友野・山口・山外野・大原・猪臥・海内・平田
			巨勢村 2-1	巨勢・海田
		作東町	福山村	万善・国貞・鈴家・田渕・柿ヶ原
		英田町	巨勢村 2-2	尾谷
			河会村	上山・中川・横尾・北・南・滝ノ宮
新庄村	全部	—	新庄村	
鏡野町	一部	富村	富村	大・楠・富仲間・富西谷・

鏡野町	一部	富村	富村	富東谷
			久田村	久田上原・久田下原・黒木・河内・土生
		奥津町	泉村	井坂・女原・至孝農・杉・西屋・箱・養野
			羽出村	羽出・羽出西谷
			奥津村	奥津・奥津川西・下齋原・長藤
		上齋原村	上齋原村	
		鏡野町	中谷村	入・山城・中谷
奈義町	一部	—	豊並村	馬桑・関本・小坂・高円・皆木・西原・行方
西栗倉村	全部	—	西栗倉村	
久米南町	一部	—	弓削町	下弓削・西山寺・松・上弓削・塩之内・羽出木・全間・仏教寺・下二ヶ・上二ヶ・泰山寺
美咲町	一部	旭町	倭文西村	北・南・里・中
			江与味村 2-2	江与味
			西川村	西坪和・西川・西川上
計 19 市町村 (振興山村=77 町村)		一部山村=17 市町		全部山村= 2 村

全県における振興山村の状況

区分	全 県 (A)	振興山村 (B)	比率 (B/A)
市町村数	27	19	70.4 %
面 積	7,114 k m ²	2,812 k m ²	39.5 %
人口	1,888,432 人	61,099 人	3.2 %
若年者比率(15~29 歳)	13.8 %	9.0 %	—
高齢者比率(65 歳以上)	29.5 %	46.4 %	—

(注) 市町村数: 令和 7 年 4 月 1 日現在

県面積: 「令和 7 年全国都道府県市区町村別面積調 (4 月 1 日時点)」(国土交通省国土地理院)

振興山村面積: 「平成 13 年振興山村基礎調査」

人口: 「令和 2 年国勢調査」(総務省統計局)

2. 自然環境に係る状況

(1) 地理、地勢

本県は、県北部は中国山地に接し、中国山地から南は次第に高度が低く

なり、県中部は津山盆地と東西に吉備高原が横たわっている。県南部は岡山平野が開け、そして瀬戸内海の島しょ部となっている。

また、中国山地を源に瀬戸内海に、高梁川、旭川、吉井川が流れ込んでいる。県全体を見れば、北から南へなだらかな傾斜を示している。

本県の振興山村は、主として中国山地の南側から中部丘陵地帯に位置しており、平均標高が200～500mで急傾斜地が多い。

(2) 気候

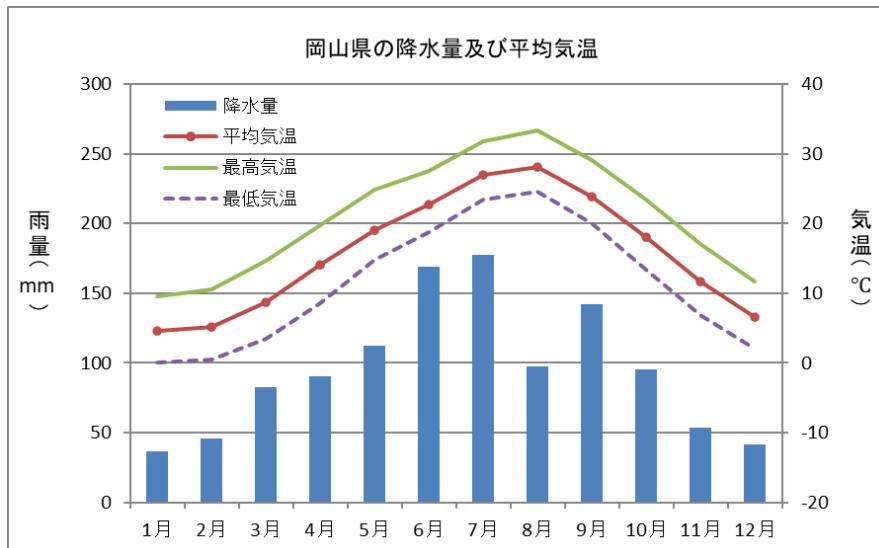
本県は、島々と平野部からなる瀬戸内側、吉備高原と盆地を中心とした内陸部、中国山地の3つに大別され、これらの地形や地理的条件がそれぞれの気候特性として現れている。

岡山地方気象台の調査¹⁾によると、瀬戸内側は、温暖で降水量は年間を通して少なく、年間降水量は1,000mm～1,400mmである。

内陸部は、瀬戸内側に比べて気温がやや低く、年間降水量は1,200mm～1,600mmとやや多い。

中国山地は、気温がかなり低く、年間降水量は2,000mm～2,500mmで、冬季の降水量が多く、12月から3月には積雪もある。

1) 「岡山県の気象年報 2024年（令和6年）」（岡山地方気象台）



出典：「岡山（岡山県） 年平均（年・月ごとの値） 主な要素」
(統計期間：1991年～2020年)」（国土交通省気象庁）

3. 社会及び経済に係る状況

(1) 人口の動向

本県の人口は、国勢調査では、昭和15年及び昭和30年代にいったん減少の後、昭和40年から平成7年まで増加傾向で推移した。平成7年以降は

ほぼ横ばいで推移の後、平成 22 年に減少に転じ、令和 2 年には 1,888,432 人となっている。

一方で、振興山村の人口は、昭和 40 年以降、人口減少が続いている。平成 7 年では 96,281 人で、平成 2 年に比べて 5.1% 減少している。また、平成 7 年以降も減少傾向は続いている。令和 2 年では 61,099 人となっている。これは全県の 3.2% を占めているが、平成 2 年の 5.3% と比較して 2.1 ポイント減少している。

年齢構成でみると、14 歳以下の低年齢層の割合は、平成 22 年からの 10 年間で 1.7 ポイント減少し、65 歳以上の高齢者の割合は、10 年間で 7.4 ポイント増加している。令和 2 年における高齢者の割合は、46.4% となり、県全体の 29.5% と比較して 15 ポイント以上の開きがある。県全体と比較して低年齢層の割合が低くなっている、高齢化の傾向が年々高まってきている。

一方で、I ターンや U ターン等による移住や、コロナ禍を経て、テレワークの導入が進んだ企業に勤める都市部住民による二地域居住が見られる地域もあり、今後の動向が注目される。

年齢階層別人口の動向

(単位：人、%)

	振興山村					
	総数	0～14 歳	15～29 歳	30～44 歳	45～64 歳	65 歳以上
H 2	101,472 (100)	15,786 (15.6)	12,536 (12.4)	17,522 (17.3)	30,257 (29.8)	25,371 (25.0)
H 7	96,281 (100)	13,334 (13.9)	12,151 (12.6)	14,530 (15.1)	27,071 (28.1)	29,195 (30.3)
H12	90,836 (100)	10,997 (12.1)	12,015 (13.2)	12,066 (13.3)	24,697 (27.2)	31,061 (34.2)
H17	75,777 (100)	8,299 (11.0)	9,051 (11.9)	9,300 (12.3)	20,830 (27.5)	28,297 (37.3)
H22	76,938 (100)	7,590 (9.9)	8,199 (10.7)	9,445 (12.3)	21,680 (28.2)	30,005 (39.0)
H27	69,119 (100)	6,335 (9.2)	6,796 (9.8)	8,607 (12.5)	17,790 (25.7)	29,536 (42.7)
R 2	61,099 (100)	5,016 (8.2)	5,479 (9.0)	7,210 (11.8)	14,945 (24.5)	28,359 (46.4)

(単位：人、%)

	県全体					
	総数	0～14 歳	15～29 歳	30～44 歳	45～64 歳	65 歳以上
H 2	1,925,877 (100)	353,191 (18.3)	377,391 (19.6)	406,747 (21.1)	502,083 (26.1)	285,764 (14.8)
H 7	1,950,750 (100)	315,902 (16.2)	392,940 (20.1)	358,164 (18.4)	543,135 (27.8)	339,313 (17.4)
H12	1,950,828 (100)	291,346 (14.9)	380,237 (19.5)	343,657 (17.6)	541,228 (27.7)	393,658 (20.2)
H17	1,957,264 (100)	275,743 (14.1)	332,219 (17.0)	368,574 (18.8)	535,525 (27.4)	438,054 (22.4)
H22	1,945,276 (100)	264,853 (13.6)	296,658 (15.3)	375,285 (19.3)	506,550 (26.0)	484,718 (24.9)
H27	1,921,525 (100)	247,890 (12.9)	279,401 (14.5)	358,679 (18.7)	460,060 (23.9)	540,876 (28.1)
R 2	1,888,432 (100)	229,352 (12.1)	260,454 (13.8)	307,220 (16.3)	464,720 (24.6)	557,991 (29.5)

出典：振興山村：H2～H12 山村カード、H17～R2 「国勢調査」（総務省統計局）

県全体：「国勢調査」（総務省統計局）

(注) 総数には不詳分を含む。

(2) 交通の状況

振興山村の国道、県道（主要地方道、一般県道）、市町村道の改良率は全県域の水準に達していない。

また、交通事業者等が運行する既存の交通サービスだけでは、通勤、通学、買い物、通院などの移動ニーズに対応することが困難となっている。

(3) 土地利用の状況

振興山村の総面積は、281,237haで、県土の39.5%に相当しており、このうち、林野面積が86.6%の243,543haを占めている。

土地利用の状況

(単位: ha、%)

	振興山村		県全体	
	林野面積	林野率	林野面積	林野率
H2年	249,403	—	491,459	—
H12年	234,605	86.1	490,166	68.9
H17年	241,635	86.3	489,875	68.9
H22年	241,949	86.3	488,586	68.8
H27年	243,543	86.6	489,561	68.8

出典: 林野面積: H2年は山村振興カード、H12年以降は、農林業センサス

(4) 産業構造の動向

ア 農業

振興山村の専業農家の割合は31.5%で、全県域の28.6%とほぼ変わりはなく、総農家戸数は振興山村、全県域ともに年々減少している。

また、農業就業人口についても減少傾向にある。平成12年からの10年間で、減少率は全県域で35.2%、振興山村では39.2%と、振興山村の減少率の方が高い。

イ 林業

振興山村の林野面積は、県全体の林野面積のほぼ半分に及ぶ広大な面積を有しているが、急峻な地形に加え、私有林のほとんどが5ha未満の零細かつ分散的な所有形態となっており、間伐等の森林整備が遅れている。林業就業者数は、横ばいとなっており、増加に転ずるまでには至っていない。

ウ 内水面漁業

振興山村では他産業との兼業が多く、採捕者の減少や高齢化は農林業と同様である。水産資源の供給に加え、内水面の遊漁が自然と親しむ場を提供し、振興山村における交流人口の増加や収入源となることから、漁場管理や遊漁者の確保にも努めている。

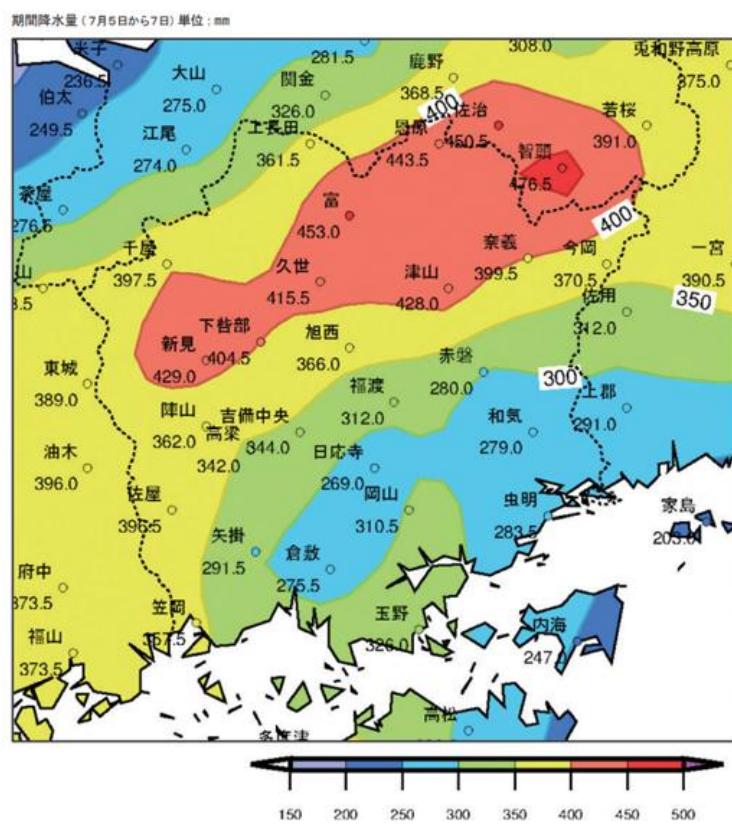
エ 観光

本県の観光入込客数は、1,600万人前後で推移している。

振興山村においても、豊かな自然、優れた景観、歴史遺産や伝統文化など多くの魅力ある観光資源が存在しており、地域ならではの旅行商品の造成に努めている。

(5) 近年の主な自然災害の発生状況

平成30年7月豪雨災害では、降り始めからの雨量は、県北部では400mm以上、県中・南部においても300mmにも達し、県内各地で浸水被害や土砂災害等が多数発生した。



(6) 医療の状況

振興山村においては、医療機関の数が少ないだけでなく、医師も不足している。

また、振興山村では、夜間救急時の加療まで30分以上の戸数も依然として相当数ある。

(7) 社会福祉の状況

高齢化に伴い、介護給付等対象サービスや老人福祉法に基づく福祉サー

ビスの利用ニーズはあるものの、サービスの提供が十分ではない地域が見られる。

(8) 教育の状況

人口の減少から児童生徒数も年々減少しており、全県域と比較して小規模校が多い。

また、振興山村の複式学級設置比率も全県域より高くなっている。

(9) 社会・生活環境の状況

振興山村の水道普及率は改善されてきているが、全県域に比べるとやや低い水準となっている。

また、下水道等についても整備は遅れている。

さらに、人口流出に伴う空き家の増加やその管理が課題となっているが、一部地域においては、移住希望者向けのマッチングサービスにより、空き家の提供が進んでいる地域がある。

(10) 移住・交流の状況

振興山村によっては、新規就農や林業への就業等を契機に他地域から移住する住民が見られるが、減少する人口を埋め合わせるまでには至らず、さらなる移住の推進が図られている。

また、移住にまで至らなくとも関係人口の増加を目指し、各地域において域外からの観光客やリピーターを呼び込む取組も同時並行的に進められている状況にある。

(11) 就業者の動向

本県及び県内振興山村の双方において、第一次産業の就業者数が大幅に減少しているものの、振興山村においては 17.9% が第一次産業に従事しており、これは県全体の 4.1% の約 4 倍である。

また、いずれも第三次産業の就業者の割合が増加傾向にある。

産業別就業者数の動向

(単位：千人、%)

	振興山村				県全体			
	全体	第一次 産業	第二次 産業	第三次 産業	全体	第一次 産業	第二次 産業	第三次 産業
H7	53,230 (100)	13,997 (26.3)	18,142 (34.1)	20,376 (38.3)	989,559 (100)	77,875 (7.9)	344,069 (34.8)	565,228 (57.1)
H12	51,832 (100)	11,966 (23.1)	17,043 (32.9)	22,791 (44.0)	955,507 (100)	62,358 (6.5)	309,353 (32.4)	576,947 (60.4)
H17	41,320 (100)	9,844 (23.8)	12,033 (29.1)	19,368 (46.9)	932,588 (100)	59,677 (6.4)	272,414 (29.2)	586,459 (62.9)
H22	36,467 (100)	7,274 (19.9)	9,973 (27.3)	18,468 (50.6)	900,116 (100)	43,096 (4.8)	240,159 (26.7)	572,340 (63.6)
H27	32,790 (100)	6,555 (20.0)	8,895 (27.1)	16,920 (51.6)	900,871 (100)	41,206 (4.6)	234,984 (26.1)	580,527 (64.4)
R2	29,558 (100)	5,282 (17.9)	7,819 (26.5)	15,702 (53.1)	867,759 (100)	35,699 (4.1)	227,154 (26.2)	577,858 (66.6)

出典：「国勢調査」（総務省統計局）

(注 1) 15 歳以上の就業者である。

(注 2) 総数には不詳分を含む。

(注 3) 産業 3 部門には、「分類不能の産業」を含めない。

(12) 自然環境や景観の保全状況

振興山村における豊かな自然は、各地域における多面的機能の発揮に資するほか、美しい景観は、日々の暮らしに潤いを与えるとともに他地域からの移住や交流を促す山村の価値や魅力の一つとして重要であり、各振興山村においても固有の自然環境や景観の保全に関する取組が行われている。

一方で、無秩序な開発や、来訪者のマナー違反等による自然環境への悪影響が報告されるケースがある。

II　Iを踏まえた振興山村の課題とこれまでの山村振興対策の実施状況

1. 山村振興の課題

(1) 総論

本県の振興山村においては、県内他地域に比べ人口減少率が著しく高く、特に若年層を中心とする人口の流失と出生率の低下による少子化・高齢化が進行し、農林水産業をはじめとした各種産業、文化、教育、福祉サービス等の提供にわたる担い手不足が課題である。山村における集落活動の存続により山村での暮らしやすさを維持していくためには、人口流出の抑制、出生率の向上とともに、他地域からの移住者や関係人口の増加により担い手や人材を確保する必要がある。

また、農業や林業等における生産活動が十分に行われないこと等による、国土・自然環境の保全等山村が担う重要な機能の十分な発揮が危ぶまれる状況となっている。

(2) 各論

ア 交通について

地域住民の移動手段として重要な役割を担う地域公共交通は、人口減少や自家用車の普及などにより、近年その利用が減少傾向にあり、交通事業者の厳しい経営状況が続いている。

さらには、コロナ禍の影響は脱しつつあるものの、運転者不足や燃料価格高騰といった課題に直面するなど、地域公共交通を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

また、商店の閉店等により、身近において買い物が出来ないといった地域も増えつつある中で、通信販売などは重要な買い物のための手段であるが、運送業界における人手不足により、山村地域への適時の物流が危ぶまれる状況であり、山村地域の生活の利便性を確保する上で、物流を含め交通サービスが円滑に行われる必要がある。

イ 情報通信について

山村地域は特に顕著な人口減少下にあるため、人手不足を補う観点において特にデジタル化やデジタル・トランスフォーメーションの進展が求められるが、携帯電話基地局や光ファイバー等の通信施設が十分ではないことから、この整備を促進する必要がある。具体的には、スマート農業の推進、地域公共交通の活性化、物流の確保、医療や教育の充実等、山村の振興において不可欠な各分野においてデジタル化が進むことが期待される。

また、こういったデジタル技術の活用を進めるデジタル化を図るため、デジタル技術を活用できる人材の育成・確保を進めることが併せて課題である。

ウ 産業基盤整備について

農地については、担い手不在の農地を農地バンクが新たな借り手に貸付け、有効活用されているケースもあるが、荒廃農地化が進んでいるものが少なくない。農業経営基盤強化促進法の改正を受けて策定された地域計画に沿って、荒廃農地も含めた農地の有効活用を各地域で進める必要がある。地域の農業が将来に向けて、生産力の高い状態を維持できるよう、小規模な基盤整備や農地へのアクセスの向上のための農道の整備等を推進する必要がある。併せて、農地・農業用水利施設の有する雨水貯留機能や洪水調節機能を活用した流域治水の取組を促進する必要がある。

林地については、所有者の特定が難しい森林について、森林経営管理法に基づき、市町村が林業経営体に仲介することで、集約化が進んでいる地域が見られるが、地域ごとに取組状況には差が見られることから、振興山村を含め各市町村において取組の進展を促す必要がある。

また、国産材利用が促進される流れを受けて、県下の山村における森林資源の利活用を促進していく方向であり、生産性の向上を図るとともに、伐採後の植栽等の手入れを適切に行う上でも、路網の整備を進める必要がある。

エ 産業振興について

農業においては、農業者の高齢化や労働力不足が顕著な中で、生産条件が不利なことに加え後継者がいないことにより離農が進んでいる状況であり、主産業としての農業の維持・継続を図るためにも、農地の集積と分配、スマート農業の推進等による負担軽減等を促進する等により成長産業化を進める取組や投資が必要となっている。併せて、継続的な新規就農者の確保・育成及び定着を促進する必要がある。

林業においては、森林経営管理法に基づき、各市町村において所有者の特定が困難な森林や経営意欲の無い森林の集約・集積を進め、森林環境譲与税を活用して間伐等の森林整備を進めつつあるが、同制度の運用や森林環境譲与税を活用した取組に係る市町村の事務負担の軽減が課題である。また、木材生産が進む中で、伐採跡地の植栽を適切に行う必要があり、併せて森林整備を受託している森林組合等における担い手の確保が課題である。

第一次産業以外の産業においても、地域住民の生活に必要なサービス業の衰退などが課題となっており、第一次産業と同様に担い手の確保や革新技術によって、産業の維持と活性化を図ることが課題である。農林漁業以外の生産業、観光業等のサービス業等においては、既従事者の安定的な生活の確保の観点から、また、他地域からの移住や定住を促す就業先の確保の観点からも、維持・発展することが求められ、山村地域が有する価値や魅力等について効果的に発信するとともに、新たな観光資

源の発掘や創出を図る必要がある。

また、起業等による新たな雇用先の創出を図ることも重要である。

この他、産業の一環として、恵まれた自然環境を活かした再生可能エネルギーの生産と供給についても、地域産業の振興を図る上で有望であり、この活用が図られることが期待される。

また、イノシシやシカ等の野生鳥獣による農作物等への被害が深刻化していることから、狩猟者による有害鳥獣の捕獲を促進し、捕獲鳥獣のジビエ利用を進めることが産業振興の一環として重要である。

オ 防災について

地理的条件や近年の気候変動による線状降水帯をはじめとした豪雨が増加傾向にあることを踏まえ、一層の防災対策の推進が不可欠である。山地崩壊防止の観点から、森林整備や国土保全施設の整備に取り組むほか、災害が発生した場合の復旧体制、避難住民への対応や二次災害の防止への対策が重要である。山村地域での災害復旧は、困難度が高く、一般地域に比べ時間が掛かることから、国土保全施設の整備に加え、社会的なインフラ、建築物、一般住宅等について、災害からの早期復旧・復興や災害予防等の国土強靭化に資する取組の充実が求められる。

カ 医療について

山村地域においては、急激な人口減少により、診療所があっても、多様な診療科を維持することが難しくなってきている実態への対応が必要である。

また、こういった状況と相まって、緊急時には近隣の高度医療の提供が可能な病院等への救急搬送の重要性も高まっており、連携体制の強化とともに医療機関への短時間でのアクセスが可能となるような環境整備も必要である。

キ 社会福祉について

高齢化に伴い、介護給付等対象サービスや老人福祉法に基づく福祉サービスの利用ニーズはあるものの、その従事者的人材不足により、サービスの提供体制が十分でないことにより、生活支援を要するにもかかわらず一人暮らし世帯の多い地域がある。

また、人手不足により、障害福祉サービス事業所の維持や、要介護者に対する訪問サービスの提供や運営が困難となっている地域がある。

ク 文化や教育について

山村は、各地において固有の文化を有しており、遺跡や工芸といった目に見えるものはもちろん、祭り、慣習や食文化などは、その地域の価値や魅力を高めるものであり、他地域からの移住や交流の動機付けや理

由になり得るものとしても重要であることから、地域の文化を維持・継承していくための担い手の確保・育成が課題である。

少子化や人口の流出に伴い、子どもの数が減少し学級数の減少や複式学級が増える状況であり、他地域と同水準の教育を受けられるような体制や、デジタル技術を活用したオンライン授業の活用等、地理的条件不利性を補うツールの環境整備が課題である。併せて、廃校の活用が課題となっている地域が多い。

居住する山村外の学校への通学が必要となる場合には、交通の利便性が悪く時間を要する、交通手段の確保が難しいといった事情があり、山村地域の住民の流出を抑制するスクールバスの導入等のような対策が必要である。

ケ 社会・生活環境について

振興山村においては、他地域と格差なく住民が安心して暮らすことが出来る居住環境を維持することが、流出の抑制や、振興山村への移住者の定着を促す上で重要なことから、感染症が発生した場合でも生活の安定や福祉の向上が保たれることや、昨今、農産物被害ばかりでなく住民への危害が問題となっている鳥獣被害防止を推進すること等が課題である。

また、住宅、集落道、生活排水対策や廃棄物の処理等の住民生活に密着した施設の整備充実を図ることや、生活サービス産業の撤退や住民組織の担い手不足も課題である。

コ 移住・交流について

山村における新たな担い手を確保し、地域経済の活性化や、賑わいの維持・回復等を図るために、UターンやIターンをはじめとした移住を促すとともに、関係人口を増やすことによる効果が期待されることから、移住や二地域居住等の促進が重要である。このため、山村地域に关心を持ってもらうための情報発信等の普及、移住者等を受け入れられる生活環境の充実、二地域居住を促す体験機会の創出等の推進を図る必要がある。

サ 人材の活用について

人口減少に伴い、官民における就業者を十分に確保できていないことから、医療・福祉・教育といった公共サービスの質の低下や、金融機関等の生活必需サービスの衰退や撤退等により、住民生活に影響が出始めている地域があり、更なる人口流出に繋がることが懸念されることから、就業者の確保、就業機会の創出が課題である。

こうした状況を受け、一部地域では、外国人材を活用する動きが見られるが、外国人材の生活環境の整備や地域住民とのコミュニティの形成

等における課題への対応が必要となっているケースがある。

山村における深刻な人口減少の中で、住みやすい山村を維持・継続するためには、産業の振興、住民サービスの提供等、これらの就業者を確保する必要がある。域内で働く人材の活用や、他地域からの移住等による獲得のため、企業等におけるソフト・ハードにおける良好な雇用環境創出や、研修等による人材育成の充実等が課題である。

シ 自然環境の保全及び再生について

本県振興山村における豊かな自然は、各地域における多面的機能の發揮に資するほか、美しい景観は、山村での日々の暮らしに潤いを与えるとともに他地域からの移住や交流を促す山村の価値や魅力の一つとして重要である。しかしながら、近年、里地里山における太陽光発電施設の設置等による無秩序な開発や、自然の回復能力を上回る崩壊、森林伐採跡地の再造林等が問題となるケースがあることから、こういった事態の未然防止や、自然環境の回復を図る取組が重要である。

2. 山村振興対策の実施状況と評価

昭和 40 年の山村振興法の制定に基づき、本県においては昭和 40 年度から昭和 47 年度までに 45 市町村（77 山村）が順次振興山村の指定を受け、第一期対策から新山村振興対策（第四期対策）にわたり、交通・通信、産業基盤、生活環境基盤、国土保全等各般の山村振興対策が実施してきた。

さらに、平成 11 年度からの第五期山村振興対策においては、それまでの対策の成果を基礎として計画的な事業を実施し、道路交通網の整備や水道普及率の改善が図られるなど、住民福祉の向上や地域の振興に一定の成果が挙がっている。

その後も、農山漁村の活性化を目的とする交付金の活用等により山村振興対策が計画的に推進されているほか、平成 27 年度から新たに開始された山村活性化支援交付金の活用により、地域資源を活用した商品開発等による所得や雇用の増大を図るといったソフト面での対策も所得や雇用の増大の面で、成果を上げつつある。

山村振興対策事業の実績（事業費）

(単位：千円)

市町村名	事業費（実績）								合計
	振興山村農林漁業特別開発事業	山村地域農林漁業特別対策事業	第三期山村振興農林漁業対策事業	新山村振興農林漁業対策事業H4～H7年度	山村振興等農林漁業特別対策事業H6年度補正～H13年度	新山村振興等農林漁業特別対策事業H11～H13年度	元気な地域づくり交付金（中山間地域等の振興）H17～H19年度	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金H19～H23年度	
平成合併前の市町村名	S41～S50年度	S48～S58年度	H7年度						
岡山市							101,300		101,300
御津町	21,086	78,682	253,098						352,866
建部町	20,503	74,446	98,706		94,310				287,965
備前市									
吉永町	17,214	80,861	383,528		398,978				880,581
赤磐市									
熊山町	6,250	35,149	299,858						341,257
吉井町	27,459	110,831	247,000	439,166	413,275				1,237,731
和気町									
佐伯町	18,167	73,696	196,303		332,586				620,752
和気町	11,224	63,837	148,657						223,718
吉備中央町					360,470			31,820	392,290
加茂川町	57,226	206,666	445,840	5,300	226,539				941,571
井原市					388,000				388,000
美星町	9,578	44,319	201,280		240,091				495,268
総社市									
総社市	17,107	33,971							51,078
高梁市									
高梁市	50,833	178,898	455,311	269,025	3,200	200,855			1,158,122
有漢町	15,189	93,882	130,650		189,232				428,953
成羽町	26,887	96,640	190,306			132,869			446,702
川上町	27,633	99,807	275,324	5,300	420,570				828,634
備中町	40,065	150,419	333,599			341,739			865,822

新見市									
新見市	55,810	217,068	503,239	189,550	257,948	157,888		1,381,503	
大佐町	21,125	73,700	136,700		206,000			437,525	
神郷町	28,319	99,468	343,568	150,600	128,066	332,806		1,082,827	
哲多町	40,189	186,726	434,879	55,050	38,050			754,894	
哲西町	33,858	133,396		6,940	395,580			569,774	
矢掛町	16,580	58,356	287,030		230,000			591,966	
津山市									
加茂町	46,140	164,000	395,993	6,800	220,484			833,417	
阿波村	15,079	39,760	200,000		388,000			642,839	
勝北町									
真庭市							310,776	310,776	
勝山町	23,881	73,879	273,918					371,678	
落合町	14,450	60,147	76,821		7,100			158,518	
湯原町	37,385	154,598						191,983	
久世町	23,883	71,900	175,676					271,459	
美甘村	20,991	62,430	276,811		271,060			631,292	
中和村	13,382	74,424	143,778			214,904		446,488	
美作市									
勝田町	22,386	74,513	142,737		152,000			391,636	
大原町	12,345	59,120	200,000		109,370			380,835	
東粟倉村	12,344	30,769	193,316					236,429	
美作町	21,638	75,760	306,337					403,735	
作東町	8,650	54,913	200,212		53,383	409,800		726,958	
英田町	17,996	51,953	295,329	131,500	404,560			901,338	
新庄村	17,654	56,910	91,104			235,202		400,870	
鏡野町									
富村	28,303	51,909	397,992					478,204	
奥津町	34,900	147,748	351,623	133,405	408,240			1,075,916	
上斎原村	21,046	65,400	198,577		108,242			393,265	
鏡野町	13,200	50,646	93,422		50,086			207,354	
奈義町	15,425	60,379	90,991			280,500		447,295	
西粟倉町	15,822	56,850	275,000	299,500		265,226	78,914	991,312	
久米南町	23,799	98,011	130,189		69,900			321,899	
美咲町									
旭町	37,043	115,886	332,553		449,015			934,497	
合 計	1,060,044	3,942,723	10,207,255	1,692,136	7,014,335	2,571,789	180,214	342,596	27,011,092

III 振興の基本方針及び振興施策

1. 振興の基本方針

(1) 振興山村の振興の意義及び方向に関する事項

本県の山村地域は、広域にわたり豊かな自然環境を有し、農林水産物の供給、県土の保全、水源のかん養、生物多様性の確保、良好な景観の形成や地域に根ざした伝統文化の継承など多面的・公益的な機能を有する地域である。その振興を図り、山村における持続可能な地域社会の維持及び形成を進めることは、県内に留まらず、近隣県はもとより国民が将来にわたくてそれらの恵沢を享受することができるようとする上で、重要な課題である。

このため、まずは、農用地や森林の保全、集落環境の維持に資するよう、農林漁業者による農林水産業の生産活動や地域住民による集落の維持のための共同活動の継続の促進を図ることとする。

また、本県の山村地域は、担い手の減少による生産活動の停滞、高齢化の進行や若年層の流出など、その環境は一層厳しさを増してきていることを踏まえ、山村地域が有する機能、直面している課題等を考慮し、山村地域を県民が互いに支え合うという視点に立って、山村の有する多面的機能等に対する国民の理解と関心が高まるように務めつつ、各山村の地理的条件を生かし、地域の個性と活力を最大限に発揮させるよう、住民主体の地域づくり活動を支援するとともに、経済活動のみならず、生活環境の整備や地域間交流の促進等により、振興山村の振興・活性化を総合的に推進していく。

今後の山村振興においては、格差是正という視点に加え、山村の自立的かつ持続的な発展は、山村以外の国民の暮らしにとっても重要な課題であるという認識に立ち、豊かな自然環境と潤いのある生活空間を有する山村社会の維持・発展、都市住民等の山村への移住及び山村における定住及び特定居住の促進を目指し、自然環境の保全に配慮しながら、産業基盤や社会・生活環境の整備を推進するとともに、山村の特色ある地域資源を活用した内発型の産業振興による山村の所得と雇用の確保、教育、医療や介護サービスの確保・充実等による住民福祉の向上等を図ることが重要である。

これらを達成するため、次の5つの基本目標を掲げ、以下の基本的事項を実施する。

基本目標

- 個性豊かで便利なふるさとづくり
- 地域の特性や魅力を生かした地域産業づくりと振興
- 豊かな暮らしの環境づくり
- 移住、特定居住及び都市と農山漁村の多様な交流の促進
- 公益的機能の維持・増進

2. 振興施策

(1) 交通施策に関する基本的事項

ア 県道及び市町村道の整備

(ア) 県道の整備

主要都市を連絡する路線としての国道網を補完する主要地方道、生活圏内及び拠点相互を結ぶ一般県道について、県内道路ネットワークの形成や交流・連携の強化、振興山村の活性化を図るため整備を進める。

(イ) 市町村道の整備

国・県道を補完し、日々の暮らしを支え、地域の活性化に重要な役割を果たす、安全で快適な生活道路など、主要集落間を連絡する幹線市町村道の体系的な整備促進を図る。

また、通勤通学道路、公共施設へのアクセス道路等、日常生活を支えるその他の市町村道については、計画的に整備を進め、全県水準を目標に整備促進を図る。

(ウ) 道路網の整備における配慮

道路網の整備に当たっては、今後の集落の動向等を踏まえて計画的に整備を行うとともに、山村から救急医療機関等にアクセスしやすい「命のみち」の整備が成されるように配慮する。

イ 交通確保対策

拠点間を結ぶ広域的・幹線的なバス路線等を、国、市町村、交通事業者、地域住民等と連携しながら確保に努める。

人口減少や高齢化等が進行する中、住民の日常的な生活を支える地域公共交通の重要性が高まる一方で、利用者の減少や運転者不足等に伴う路線の廃止や減便などにより、地域のニーズに対して十分な運行本数や配車が確保できないといった状況が顕在化している。

このため、市町村等が地域の実情に応じた交通手段を導入しようとする場合に、必要な助言や支援を行うとともに、地域住民等による公共交通機関の利用を促進することにより、地域公共交通ネットワークの活性化を図る。

また、地域住民の生活に直結する物流の維持・確保のため、物流の効率化を促進する。

(2) 情報通信施策に関する基本的事項

ア 電気通信施設の整備

振興山村の情報発信機能の強化と情報伝達の迅速化は、行政、農林水産業、産業振興、生活条件の向上等多様な分野で必要であるため、情報通信施設の整備促進を図る。

また、災害情報を迅速かつ的確に伝達するため、市町村防災無線の整

備を促進するとともに、移動通信サービスが受けられない地域については、市町村が国の補助事業を活用して実施する移動信用鉄塔の整備を支援する。

イ 情報化の推進

振興山村における情報化の推進は、地理的不利条件など様々な地域課題の解決や産業振興など地域活性化を図る有力な手段であることから、各地域の特性に応じた地域情報化の推進に努める必要がある。

このため、岡山情報ハイウェイと結ばれた地域情報網の整備を促進し、高度情報通信ネットワークを通じて産業、交通、流通、保健・医療・福祉、教育、防災・安全、住宅など様々な分野で生活利便性の向上に資する多様なサービスの利用を可能にするとともに、デジタル社会の形成を促進するために必要な人づくりや先端的な情報通信技術が活用可能な環境の整備を進める。

例えば、産業分野での高度な活用や情報の受発信を進め、地域の活性化を図るほか、教育、福祉・医療分野等におけるアプリケーションの導入を促進するとともに、行政手続の電子化や行政情報提供など、住民サービスの向上と地域情報化を先導するための行政情報化に努める。

（3）産業基盤施策に関する基本的事項

ア 農業

振興山村は、小規模な耕地が分散しており、加えて、棚田、傾斜畑が多く、ほ場の整備が遅れている。山村の条件不利性の補正に向け、農地や農業水利施設の整備を推進するとともに、山村の実情に応じた小規模な基盤整備や農地へのアクセスの向上のための農道の整備等、きめ細かな基盤整備を推進する必要がある。

このため、中山間地域を対象とした総合整備事業、かんがい排水事業、ほ場整備事業などを実施し、生産基盤の整備充実を図るとともに、中山間地域等への直接支払などの実施による継続的な農業生産活動等を通じて、農業の有する多面的機能の維持を図る。

農道については、生活環境の向上や、生産から流通までの諸作業が効率的に行われるよう、基幹的農道の整備を進めるとともに、既存の農道施設の保全整備を行い、農道機能の長寿命化を図る。

また、流域治水の取組については、ダムや農業用ため池における洪水調整機能を強化するとともに、ほ場の畦畔補強や、田んぼダムの取組を通じて、雨水貯留機能の強化を図る。

イ 林業

木材価格の低迷等により林業・木材産業が大変厳しい局面にある中、活力ある林業経営の体制づくり、森林整備の担い手確保、県産材の需要

拡大と安定供給、木質バイオマスの利用や新たな用途開発の促進、県民参加による森づくりなど、緑豊かで健全な岡山の森づくりのための施策を包括的に推進する。

また、水源の涵養、県土の保全などの森林の持つ公益的機能を高めるため、引き続き、間伐の遅れた人工林の解消を計画的に実施する。

さらに、林業経営の合理化、森林の適正な管理、振興山村の振興を図る上での基幹的施設となる林道の開設、改良、舗装をゾーニングに応じた適切な路網整備により実施する。

ウ 水産業

アユ、アマゴなどの放流や魚病の予防対策の強化、産卵場や育成場の整備のほか、遊漁者確保に向けた取組を支援することで、三大河川を背景とした豊かで親しまれる川づくりを促進する。

エ 地域産業

振興山村には、木材・木製品製造業、繊維工業、一般機械器具製造業などを中心とした企業が存在しているが、これらの多くは経営規模が小さく、技術力や経営能力の向上を図る必要がある。

このため、県中小企業支援センターや、産業支援機関・団体と連携し、経営・技術に関する相談・助言や研修等を行うとともに、融資制度の充実、研究開発助成等を進め、事業承継や経営革新、新事業の創出等を促進する。

オ 企業の誘致

振興山村の活性化に重要な若者の定住を促進する上で、企業誘致による雇用機会の創出は不可欠である。交通インフラの充実や自然災害の少なさなど、地域の特性をPRし、企業誘致を推進する。

カ 商業

振興山村は商業の集積が希薄となり、地域住民のライフスタイルの変化に応じ地区外の商業施設も多く利用されていることから、地元での消費は減少傾向にある。

そこで、地域住民の消費生活の利便性向上等を図るため、地域の特性を生かした商店や商店街の魅力向上に向けた支援を行うとともに、地域への大きな集客力が期待できる観光産業などとの連携を図る必要がある。

（4）産業振興施策に関する基本的事項

ア 儲かる農林水産業の確立

（ア）経営基盤の強化

活力ある地域農業の確立、足腰の強い農業生産の再編に当たっては、

農業に意欲的に取り組む認定農業者を中心とした地域の担い手の確保・育成が必要である。このため、新規就農者の自立を積極的に支援することとし、意欲、資質の向上を図るとともに、農地の流動化、金融制度の活用により経営基盤の強化に努める。

また、個別の担い手確保が困難な地域では、地域での話し合いを支援し、機械の共同利用や共同作業等により集落全体で効率的な営農を行う集落営農組織の育成と法人化を進める。

(イ) マーケティングの強化とブランディングの推進

消費者等のニーズや変化を捉え、的確なマーケティングにつなげるとともに、岡山ブランドの拡充を図り、産地の規模拡大や生産性向上の取組などを進める。

(ウ) 青年農業者等の確保

振興山村においては、農業者の高齢化が著しく、農村の健全な発展と地域活性化のためには、農業農村の担い手となる青年農業者等の確保・育成が重要である。

このため、県、市町村、農業団体、学校さらには公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団等との連携を一段と強化し、新規就農者の確保対策、青年農業者や定年帰農者等の資質向上対策を柱に各種施策を計画的、総合的に推進する。

イ 地域資源の活用

(ア) 特産物の開発

地域の基幹産業である農林業の生産性・収益性を向上する観点から、地域の特性を生かし、自然や歴史、文化を含む豊かな地域資源を活用して、山村ならではの特産物や体験プログラム等の付加価値の高い商品やサービスの開発を進めるとともに、農林業の6次産業化を推進することにより、農林業者の所得向上や雇用の場を創出して、儲かる農林水産業の実現や山村の活性化を図る。

また、地域に還元される経済的付加価値が最大化されるよう、農林産物の生産工程だけでなく、製造・加工から販売までの主要な役割を地域が担う地域内発型の産業振興を図る。

(イ) 再生可能エネルギー

小水力や木質バイオマスを中心とした再生可能エネルギーの利用の促進を図ることとし、その推進に当たっては、山村の多面的機能が損なわれることがないよう、自然環境に配慮するものとする。

ウ 森林、農用地等の保全

(ア) 産業基盤施策

森林、農用地等の保全を図るため、造林（間伐を含む）、作業道（

農道、林道は除く）、ほ場整備・かんがい排水（農地造成・草地造成は除く）の整備を行う。

また、間伐や主伐後の再造林の適切かつ計画的な実施とともに、森林病害虫の駆除や里山林の保全活動等も促進し、森林環境譲与税の効果的な活用を進める。

さらに、県産材の都市部での利用拡大を図ることで、振興山村で生産される木材の安定的な需要確保に努め、山村における林業の発展に寄与することとする。

(イ) 経営近代化施策

山村振興法第10条に関連する農産加工施設、木材加工施設、販売施設等の整備を行う。

(ウ) 国土保全施策

国土保全のため、治山、砂防等を行う。

エ 鳥獣被害防止

振興山村を中心にイノシシ、シカ、サル等の野生鳥獣による農作物等への被害は高止まりの状況にあり、農業所得の減少や生産意欲の減退が深刻な問題となっている。

野生鳥獣の保護・管理に関しては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、被害の状況に応じて捕獲等に努めているが、県内全域でイノシシ及びシカの捕獲頭数が増える一方で、農作物被害は依然として多い状況にある。

このため、イノシシ等の野生鳥獣から農作物等を守る観点から、地域ぐるみによる侵入防止柵等の整備を支援するとともに、捕獲対策の推進や、捕獲獣の利活用等を進めるなど、総合的な被害防止対策を実施し、被害の防止と生産意欲の向上に努める。

また、ICT機器の活用による負担軽減や、被害状況と捕獲実績等を踏まえた効果的な捕獲方法の普及を図るなど、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が作成する被害防止計画の着実な実施を支援する。

併せて、県内産ジビエの需要拡大に向けた処理加工施設の整備や認知度向上のための普及啓発を図る。

(5) 防災に係る施策に関する基本的事項

ア 治山・砂防

振興山村の高齢化の進行や木材価格の低迷により、これまで森林づくりを担ってきた林業が停滞し、間伐などの手入れ不足による森林の公益的機能の低下が危惧されている。

また、振興山村には、山地災害危険地区、土砂災害警戒区域も多く存在しており、住民の生命・財産を守り、身近な暮らしの安全の確保のため、治山・砂防関係の推進が求められている。

このため、治山では、治山施設の設置による荒廃地の復旧整備と特に機能低下が懸念される保安林を対象に保安林整備や本数調整伐を積極的に実施し、砂防では、近年土砂災害が発生した箇所、市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所、学校や道路などの公共施設がある緊急性の高い箇所から順次対策工事を実施し、災害に強い安心で安全な地域づくり、水源地域の機能強化、豊かな環境づくりを図る。

イ 農地防災

振興山村においては、河川沿いを除き、ため池を農業用水源としている水田が多く存在し、ため池の多くは築造年が古く、老朽化による漏水や決壊のおそれがあることから、調査を行い、緊急度に応じて、地元の意向も考慮しつつ計画的に改修を進め、下流の農地や家屋等の被害を未然に防止するとともに、農業用水の安定的な確保を図る。

また、振興山村には傾斜地が多く、地すべり等防止法に基づく「地すべり防止区域」に指定されている地域が存在しており、国土の保全及び民生の安定を図るため、防止対策工事の促進が求められていることから、緊急度に応じて排水施設や杭打等防止対策工事を着実に実施し、被害を未然に防止する。

ウ インフラ施設の整備・災害応急策

風水害や地震等の各種災害からの被害の軽減や防止のため、事前に備えるべき各種インフラ施設の整備を推進する。併せて、災害発生時の住民の孤立を回避し、地域経済への影響を防ぐため、被災者の救助・救急活動、施設及び設備の応急復旧、緊急輸送の確保等の災害応急対策の実行性が確保されるよう配慮する。

エ ソフト対策

防災マップづくり等のソフト対策を総合的に推進する。

（6）医療の確保に係る施策に関する基本的事項

ア へき地における診療体制の確保

市町村に対して、へき地診療所運営事業や医療機器整備事業などを支援するとともに、自治医科大学卒業医師のへき地医療拠点病院への配置、へき地医療拠点病院による巡回診療やへき地診療所への医師派遣の実施により、振興山村の医療の確保を図る。

イ 特定診療科に係る医療確保対策

産婦人科等の特定診療科に係る医療を確保するため、地域枠へ産婦人科コースを設けるとともに、周産期母子医療センターを中心とした産科医療機関と連携を図り、安心して妊娠して出産できる環境づくりを推進

する。

特定診療科に係る医療については、緊急対応が十分確保できない地域があるため、救急医療体制の整備を促進するとともに、救急患者の広域搬送体制を確立する。

(7) 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。）に関する基本的事項

ア 高齢者支援

(ア) 高齢者の健康づくり・介護予防

高齢者の健康保持増進のため、老人クラブの会合、高齢者学級等あらゆる機会を捉え、高齢者の健康や介護予防に関する正しい知識の普及を図る。

一方で、生活習慣病等の早期発見、早期治療のための保健・医療体制を充実し、寝たきり予防のためのリハビリテーション体制の整備を促進する。

今後増加が予想される認知症については、予防対策の推進や、医療施設・福祉施設の整備と併せて、在宅生活を支援する対策を積極的に推進する。

(イ) 社会参加の促進と生きがい対策

高齢者が生きがいのある生活を送るためには、自分たちの持つ知識や経験を生かし、社会の重要な一員として活躍していくことが必要であることから、高齢者と若い世代間の交流や、相互支援の活動等の取組を積極的に支援し、高齢者の社会参加活動を促進する。

(ウ) 在宅福祉の充実

高齢化が進行し、介護を必要とする高齢者が増加する中、高齢者及び家族ができる限り住み慣れた地域で生きがいを持って暮すためには、生活全般にわたる支援体制を整備する必要があることから、老人クラブやNPO、各種ボランティア団体などの参加を得て、地域の高齢者を支え合うネットワークづくりを促進する。

(エ) 高齢者の保健・福祉施設の整備

介護関連施設については、県民誰もが等しくサービスを受けられるよう県内全域で均衡のとれた施設整備を進める。

(オ) 地域包括ケア

高齢者の多くは、住み慣れた地域や家庭で、健康で安心して暮らすことを望んでいることから、市町村と連携し、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステムの深化・推進」に向けた取組を進める。

イ 子育て支援

全国的な出生率の低下傾向の中で、児童の絶対数の減少がみられるも

のの、人口流出抑制や移住促進対策の一環として、児童福祉の増進及び子育て環境の確保を図る観点から、市町村においては、振興山村の実情を踏まえた保育所等の充実に努める。

ウ 障害者支援

障害者の福祉の向上に向け、障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援等の確保及び充実を図るため、従事する者の確保、事業所の整備及び提供される障害福祉サービス等の内容の充実等を図る。

(8) 文教施策に関する基本的事項

ア 小・中学校施設等の整備

義務教育については、地域性と創意を生かした活発な教育活動により、特色ある学校づくりの推進を図る。

また、小学校の変則複式学級や単複繰り返し学級の解消、中学校の免許外教科指導の軽減を図るとともに、専科教員の確保等教育条件の維持向上に努める。

小規模校については、学校設置者である市町村が適正規模化等を検討するに当たって、そのニーズや実状を踏まえた指導・助言を行うとともに、学校統合を行う場合、小規模校を存続させる場合のそれぞれについて、支援策の充実に努める。

また、学校統合等による通学困難な児童生徒の通学条件を改善するため、市町村におけるスクールバスの購入や、遠距離通学費等に係る国の補助制度の活用等を促進する。

小・中学校は地域の人々に最も身近な教育、文化、スポーツ施設であり、地域での利用に配慮して施設設備を多機能なものにし、積極的な開放に努めるよう、学校設置者である市町村に働きかける。

イ 社会教育施設等の整備

学習活動、コミュニティ活動の拠点となる公民館等の社会教育施設については、施設相互の連携や情報提供など諸条件の整備と専門職員の資質向上に努め、それらの円滑な運営、効果的な利用促進を図る。

テニスコート、球技場、図書館など高次な機能を備えた施設については、広域的利用の観点から、市町村相互間の機能分担と連携により、有機的、効率的な整備を図るとともに、各種施設と地域間のネットワーク化により活用を図る。

ウ 地域文化の振興等に係る施設の整備

文化施設は、住民の文化活動や文化交流の拠点となる。このため、発表・展示施設の充実、既存施設の改善等、住民のニーズに対応した施設の整備に努め、文化施設の利用と運営の効率化を促進する。特に美術館、

音楽ホールなど高度な機能を備えた施設については、広域的利用の観点から、市町村相互の機能分担と連携により有機的、効率的な整備を図るとともに、各種施設と地域間のネットワーク化により活用を図る。

また、地域社会における伝統文化の保存及び活用を図るため、これらの文化の保存や活用に資する担い手の育成を図る。

エ 体験活動の提供

山村内外に居住する子どもに対する山村の豊かな自然環境を活かした山村留学等の山村の特性を活かした教育や保育の機会や体験活動の場の提供について、農泊施設の運営等の関連施策と併せて実施することで更なる充実化を図る。

(9) 社会、生活環境施策（集落整備施策を含む。）に関する基本的事項

ア 簡易水道、汚水処理施設等の整備

（ア）簡易水道の整備

未給水地区住民に良質な水を安定的に供給し、環境衛生の向上を図るため、地域の実態に即した簡易水道施設等を整備し、未給水地区の解消を図る。

（イ）汚水処理施設の整備

汚水処理施設は、快適な生活環境を創造し、河川、湖沼、海域の水質の汚濁を防止する重要な役割を担っていることから、公共下水道、集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽等の整備を図る。

（ウ）その他の施設整備

し尿処理施設については、全県的に衛生処理が可能な規模の施設整備がなされているが、今後は、老朽化施設の更新、施設の近代化、高度化を図る。

また、廃棄物の処理施設の計画的、効率的な整備や生活関連道路等の生活基盤の整備を推進する。

イ 保健

子どもから高齢者まで全ての県民が、健康で生きる喜びを感じられる長寿社会の実現のため、関係機関・関連団体等と連携し、家庭や地域、学校、職場等で健康づくり施策を展開する。

ウ 集落機能の維持向上

個々の集落が、集落機能の維持向上を図ることが山村の多面的機能の発揮に寄与することを踏まえ、市町村やNPO、企業など多様な主体と連携し、デジタル技術の活用等による日常生活に必要なサービス機能や集落機能の維持、強化に取り組むとともに、地域運営組織の設立・再構

築や今後の活動を支援する。

さらに、生き活き拠点の形成による生活サービス機能の集約化や、「おかやま元気！集落」により複数集落を連携させ、地域運営の広域化を図る。

このため、活動の中心となる地域リーダーなどの人材等の育成・確保を促進し、婦人会、老人クラブ、消防団等の地域住民、民間企業、大学、都市住民及び地域づくり団体等地域活動団体の育成強化と団体相互の連携を図るとともに、「地域おこし協力隊」や「集落支援員」などの人材も確保し、集落機能の維持と地域活性化を図っていく。

エ 集落整備

若年層を中心とした人口流出の防止やI J Uターン者の受け皿としての良好な住宅の整備が一定の成果を上げており、今後とも空き家等の活用を含めた住宅や定住促進団地等の快適な居住環境の確保を推進する。

また、集落道、集落防災安全施設、集会所等の整備や生活排水対策や廃棄物の処理等の生活環境整備を一層促進する。

併せて、各種対策を講じても集落を維持することが困難な場合等においては、住民の合意のもとに集落再編整備や集落間の連携等を促進する。

さらに、集落維持につながる生活環境保全等の一環として、鳥獣被害防止特措法に基づく地域ぐるみの被害防止活動を促進する。

オ 消防

(ア) 消防力、消防水利の整備

常備消防組織のより一層の充実に努めるとともに、団員数の減少や高齢化等の問題を抱えている消防団については、今後、地域内の各種団体との連携を強化し、若年層、女性の入団の促進、教育訓練や機動力の強化、装備の充実、住民へのPR等により活性化を図る。

また、消防ポンプ自動車などの消防設備、防火水槽などの消防水利の充実に努め、併せて、岡山県下消防相互応援協定や広域航空消防応援の活用などにより消防力の広域的な運用を図り、総合的な消防体制づくりを促進する。

さらに、自主防災組織の育成強化を引き続き図る。

(イ) 救急体制の強化

常備消防組織による救急体制の整備充実を進めるとともに、関係医療機関の協力を得て救急医療体制の充実に努める。

また、ドクターへリ、消防防災ヘリの活用などにより、振興山村からの救急搬送体制を整備するとともに、高規格救急車の導入や救急救命士の養成などにより、救急業務の高度化を促進する。

さらに、ひとり暮らし老人等の緊急時の救急医療体制について、消防機関・医療機関等が速やかに対応することができるような緊急通報

装置等の整備を促進する。

加えて、大規模災害による被災者の救護を円滑に実施するため、応援協定の活用、医療機関等関係機関との連携強化などにより広域的な救急体制を強化する。

(10) 移住・交流施策に関する基本的事項

ア 移住等の促進

都市住民の田舎暮らしへの関心が高まっており、山村への移住、定住はもとより、二地域居住や地域間交流の取組を併せて促進することにより地域の担い手を増やしていくため、I J Uターン希望者や二地域居住希望者に対する定住情報の発信や相談会の開催などにより、移住を促進し、地域の活性化を図る。

イ 地域間交流

地域間交流は、農林水産業や農山漁村に対する理解と関心を深め、新たな地域産業の創出や雇用の確保など地域の活性化が期待でき、多くの体験交流施設や直売所などが整備されるなど、グリーン・ツーリズム等による都市等との交流が進められている。

今後とも、ホームページなどによる体験施設、交流イベントなどの交流情報の発信や、特色ある地域資源を発掘・活用し都市住民等に提供できるよう努めるとともに、空き家や廃校、荒廃農地などの有効活用等による交流の場の整備に努め、豊かな自然、伝統文化、伝統行事など地域の持つ多様な資源を生かした活力ある地域づくりを推進する。

ウ 生活サービス機能の維持・生活環境の整備

関係機関やN P O、企業等多様な主体と連携して、買い物などの生活ニーズに対応し、地域で安心して暮らし続けることができるよう生活サービス機能の維持に取り組むとともに、集落道、集落防災安全施設、集会所等の整備や生活排水対策や廃棄物の処理等の生活環境整備を一層促進することを基本とする。

(11) 担い手施策に関する基本的事項

総じて民間部門の経済力が脆弱である振興山村市町村においては、若者にとって魅力ある就業の場を確保し、地場産業の担い手ともなり得る地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（以下「第3セクター」という。）の育成、強化が、雇用の場の確保、活力ある山村社会の創造等の観点から重要な施策として行われている。

第3セクターのうち、森林・農用地の保全事業や地域の農林産物の加工・製造等を行うものについては、農林業の従事者の減少と高齢化が進行する中にあって、その事業運営に対する要請が強いことから、振興山村市町村

の認定を受けた計画に基づき、これらの事業を行う場合には、税制・財政上の支援措置が講じられているところである。

今後とも、これらの支援措置を効果的に活用しつつ、雇用の場の確保や労働条件の改善、活力ある山村社会の創造等に努める。

(12) 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的な事項

本県の山村の多くは山岳地帯に位置し、豊かな自然環境に恵まれており、国土保全や水源涵養といった公益的な機能を有しており、その自然環境は、山村での暮らしの豊かさや魅力の源でもあることから、山村の振興に当たっては、自然環境や自然景観の保全に留意するとともに、自然環境の再生に努めるものとする。

(13) その他施策

本県の山村における活力の維持、増進のため、地域の住民が夢を持ち、いきいきとした生産や地域活動の展開がなされるよう、住民・N P Oと行政等の協働による地域づくりが取り組まれるよう支援を行う。

IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

山村地域は、振興山村の指定のほか、積雪の多い県北市町村においては、豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域に指定された地域も多く、さらに過疎地域を有する市町村では、同法に基づく過疎地域持続的発展市町村計画を策定している。

このため、振興施策の実施に当たっては、同計画や岡山県中山間地域活性化基本方針などの指針を踏まえ、地域の持続的発展に関する施策を総合的に推進する。

また、各市町村においては市町村振興計画を策定し、今後の地域づくりの指針を明らかにしていることから、当該指針を踏まえ、各種施策を展開することとする。

この基本方針は、本県における山村の現状と課題を踏まえ、山村振興法（昭和40年法律第64号）に基づき、今後10年間の山村振興の方向づけを行い、県及び市町村の山村振興対策の指針とするものであり、本県が令和7年3月に策定した「第4次晴れの国おかやま生き生きプラン」（計画期間：令和7年度からの4年間）のほか、地域防災計画、国土強靭化地域計画、水循環基本計画等、各分野での広域的計画との整合を保ち、相乗効果により、住民福祉の向上や地域の振興を図っていくものである。